

2012年2月7日

各 政党 宛

全国労働組合総連合
事務局長 小田川 義和

消費税増税のための「公務員賃金引き下げ協議」への意見

貴党におかれましては、日頃から、労働者の雇用と暮らしの安定のためにご尽力いただいていますことに、感謝を申し上げます。

さて、1月25日に行われた民主党、自民党、公明党3党の実務者会談で民主党は、国家公務員の賃金を平均0.23%引き下げるとした人事院勧告を実施した上で、すでに政府が提出している国家公務員の給与削減にかかわる「特例措置」の内容である平均7.8%の賃下げを実施するとの提案を行ったとされています。

また、1月31日に発足した政府の行政改革実行本部（本部長・野田首相）では、検討の中心課題に国家公務員総人件費に上限を設けて超過勤務手当などの「改革」推進や、人事・給与制度「改革」などを位置づけています。

以上のような公務員給与削減の姿勢を政府・与党が再度強めている背景には、消費税率引き上げの地ならしに国家公務員総人件費2割削減を位置付け直した野田政権の政治姿勢があると考えます。

公務員賃金引き下げ協議をはじめとする政府等の動きに対し、全国組織である労働組合として以下の意見を申し上げ、貴党の対応を要請しますので、よろしく申し上げます。

記

はじめに

全労連（全国労働組合総連合）は、21単産・47地方組織（約120万人）を組織する労働組合のナショナル・センターである。

国民に痛みを押し付ける消費税増税の地ならしのために、10%もの大幅な賃金引き下げを一方向的に公務員労働者押し付ける協議が、春闘期に政治の場で行われることに強い懸念を持っている。

(1) 消費税率引き上げの地ならしに公務員人件費削減を位置付けた政治の場の動きが顕在化している。

1月25日に行われた民主党、自民党、公明党3党の実務者会談で民主党は、国家公務員

の賃金を平均 0.23%引き下げるとした人事院勧告を実施した上で、すでに政府が提出している国家公務員の給与削減にかかわる「特例措置」の内容である平均 7.8%の賃下げを実施するとの提案を行ったとされる。

(2) 行政改革が進めば増税を国民が受け入れる、という論理はありえない。

国民は、税負担に見合った行政サービスの提供を求めている。人件費削減による公務員削減や賃金・労働条件引き下げは、行政サービス低下の可能性を有している。サービス低下と増税という「二つの痛み」の受け入れを国民に迫ることは、やらずぶったくりの論理であり、国民の附託に応えるものではない。

(3) 深刻な国民生活の現状で、逆進性の高い消費税増税を行うことは、国民生活に深刻な打撃を与えることが懸念されることから、断じて認めることはできない。

本来の行政改革は、軍事費の聖域化をはじめとする既得権益優先の硬直化した予算執行の見直しなど、真の無駄遣いを改めることにある。しかし、この間、その点には手をつけずに、社会保障改革などが繰り返されてきた。その結果、富の再配分機能が低下し、格差と貧困が拡大して深刻な社会問題を引き起こしている。

3月11日に発生した東日本大震災と福島原発事故で、突然、生活基盤を奪われた多数の国民が、今、政府の支援を求めている。他の課題に優先して、被災者支援と災害復興に施策を集中させるとともに、被災者の負担軽減をはかることが求められている。

消費税増税論議は、これらの国民生活の厳しさを顧みない暴挙である。

(4) 春闘期に、公務員賃下げを国会で論議することは、賃金改善要求を求める労働者のたたかいに否定的な影響を与え、さらに内需を縮小させるなどの悪影響が懸念される。

90年代半ば以降、労働者世帯の所得低下が続いていることが国内需要を長期に低迷させ、地域経済や中小零細企業経営を疲弊させてきた。

今、労働組合は、賃金低下と内需縮小が繰り返される「悪魔のサイクル」に歯止めをうち、「雇用と仕事の確保、賃上げ、社会保障拡充で、内需中心の経済、震災復興を」と2012年春闘をたたかい始めている。その時に、政治の場で公務員の賃下げや人員削減が論議されることの悪影響は計り知れない。

《意見その1》

全労連は、労働者・国民、中小零細事業者などに「我慢を強いる」政治に反対する。

労働者・国民に我慢を強いる政治を転換し、税や社会保障に対する負担は企業も含めて「応能負担原則」を徹底すること、憲法第25条に規定される生存権実現の立場にたって、社会保障制度の拡充と雇用、仕事の創出のための施策による完全雇用の実現をめざすことを強く求める。

(1) 1月29日に放送されたNHKの「日曜討論」で民主党の樽床幹事長代行は、「これからの（社会保障と税の一体）改革にあたっては国民に我慢をお願いしないとイケない」と述べている。

事実、政府・与党が1月6日に決定した「社会保障・税一体改革素案」では、消費税率の10%への引き上げで13兆円、年金支給額の切り下げなどで3兆円、合計で16兆円もの新たな国民への負担の押し付け計画となっている。

(2) 3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一発電所の事故によって、住まいを失い、追われた方々約33万人が今でも困難な避難生活を強いられている。被災地では、12万人を超える労働者などが仕事を失ったままである。

「社会保障・税一体改革素案」は、全てを失ったに等しい状態で10カ月以上も我慢を強いられている方々に、さらに追い打ちをかける施策である。

(3) 労働者は、1997年をピークに賃金が低下し続け、低賃金の非正規労働者は増加の一途を辿っている。このように雇用が劣化するもとでも社会保障や税負担が年々高まり、可処分所得の低下は激しい。

巨額な内部留保にも明らかなように、一部の大企業に富が偏在し、格差と貧困が労働者に広がっている現状を直視すれば、総額16兆円もの新たな負担を労働者国民に押し付ける政策の間違いは明らかである。

《意見その2》

合理的理由のない公務員賃金の引き下げには強く反対する。

労働基本権が制約され続けるもとの公務員労働者の労働条件改定については、憲法上の配慮が必要である。

労働基本権制約の代償措置という憲法上の制度である人事院勧告をふまえることなく、国権の最高機関が制度を蹂躪し、説明責任も果たさずに公務員労働者の労働条件を不利益に変更すること自体が憲法への配慮を欠くとの批判を免れない。

(1) 賃金をはじめとする公務員の労働条件については、国会において決定される勤務条件法定主義がとられている。

これは、主権者である国民の理解を得ること、労働基本権が制約されるもとの公務員労働者の納得性、労働市場での公務員人材確保などを考慮したものとされる。

(2) 一方で、公務員も憲法第 27 条や第 28 条が直接適用される「労働者」であることは法制上も判例でも、学説でも確定している。そのことから、労働者としての基本的人権と財政民主主義・勤務条件法定主義といういずれも憲法上の課題の調和をはかるために、「情勢適応の原則」が同時に確認されている。

(3) 公務員の労働条件が国会（議会）の統制のもとにあるとしても、それは憲法上の要請をふまえることが必要であり、国会においても国家公務員法などの公務員労働法制の尊重が求められることは当然である。

(4) 現行制度では、公務員労働者の労働条件を民間労働者と均衡させることが「情勢適応の原則」の中心課題とされ、国会においても、国家公務員法第 28 条の人事院勧告を判断のよりどころに、国家公務員の労働条件の変更を行うこととされている。

換言すれば、国会においても、何らの根拠も持たない政党間協議で、人事院勧告以上の賃金引き下げを決定できるとすることは、国家公務員の基本的人権を侵害することになりかねない。

(5) 人事院勧告制度は、労働協約締結権と争議権が制約される非現業公務員を対象にする制度であり、集団的労使関係が不完全にしか認められない公務員の基本的人権を代償しているものである。労働基本権を制約すること自体が不当であることは言うまでもない。

仮に、公務員労働者に労働基本権が回復された時に、政府と労働組合の合意にかかわりなく、国会において自由に公務員の労働条件が決定されうるとすれば、公務員の労働基本権は画餅に期すことになる。

このような憲法上の課題についての検討や、公務員労働者への説明責任が果たされないままに、大幅な賃下げを決定すべきではない。

(6) なお、公務員賃金にかかわる三党実務者協議の前提に、一部公務員労働組合と政府との間で、国家公務員の賃金を平均 7.8%引き下げるとの「合意」を置くことにも同意できない。その「合意」に瑕疵と不当性があることは、「労働組合がルール破りを「要求」する愚挙を批判する（2011 年 10 月 21 日付け・全労連事務局長談話・別添）」で指摘している。

以 上